

6 よくある質問

Q 1. 申込書は、一度提出すれば入園が決定するまで有効ですか？

申込書右上に記載してある年度のみ有効となります。
年度ごとに申込みが必要になりますので、令和 7 年度分の申込書を提出していても、令和 8 年度の利用調整の対象となるためには改めて申込書の提出が必要です。

Q 2. 自営業・個人事業主の場合、就労証明書の提出はどのようにすればいいですか？

就労証明書をご自身で作成していただくこととなります。
この場合、自営業等を営んでいることが確認できる書類の添付が必要です。
(例) 営業許可証の写し、確定申告書の写し、個人事業主の開業届の写し等

Q 3. 離婚予定です。書類の提出はどのようにすればいいですか？

離婚予定の場合であっても、保育の必要性を証明する書類等は、父母それぞれ提出する必要があります。
ただし、離婚調停中の方やDV被害者の方は指定する書類の提出により、配偶者分の書類の提出が不要となる場合がありますので、子育て支援課まで事前にお問い合わせください。

Q 4. 待機の順番を教えてくださいことができますか？

年度途中入園希望の場合に限り、お問い合わせ時点での順番をお知らせします。
電話でのお問い合わせも可能ですが、本人確認を行いますのであらかじめご了承ください。
待機の順番は、利用調整指数（いわゆる点数）によって決まるため、お問い合わせのたびに変わる場合があります。

Q 5. 申込書を提出したのに連絡がないのですが？（年度途中入園）

入園月の前月 20 日頃までに、入園ができる場合のみ電話で連絡します。
連絡がない場合は待機（入園保留）となり、次月の利用調整の対象として繰り越されます。

Q 6. 幼稚園との併願はできますか？（満 3 歳以上）

可能です。
幼稚園や 1 号認定による認定こども園の入園手続きは、入園を希望する施設で行ってください。
受付期間等は施設によって異なりますので、必ず施設にお問い合わせください。
なお、1 号認定と 2 号認定の入園を併願した場合で、いずれの入園も内定した場合は、いずれの支給認定で入園をするかについて、必ず子育て支援課にご連絡ください。また、2 号認定による入園を選択した場合は、必ず 1 号認定による入園が内定している幼稚園または認定こども園に辞退の連絡をしてください。

Q 7. 待機（入園保留）となっていました。仕事の都合により、どうしても子どもを預ける必要があるのですが、どうすればいいですか？

【認可保育施設への入園を希望する場合】

入園できる可能性のある施設をお知らせすることができる場合がありますので、子育て支援課にご連絡ください。
満3歳以上のお子様の場合は、幼稚園や1号認定による認定こども園の利用をご検討ください。土曜日が休園の場合や長期休業日（夏休み等）の設定がある場合もありますので、申込みの方法等も含め詳細について、利用を希望する施設にお問い合わせください。

【一時預かりや認可外保育施設を利用する場合】

利用を希望する施設にお問い合わせください。

Q 8. 認可外保育施設とはどのような施設ですか？

認可外保育施設とは、乳児または幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事等の認可を受けていない施設の総称です。

児童の安全確保等の観点から、指導監督基準が定められており、鹿児島県では、各施設がこの基準に適合しているかを確認するため、運営状況報告の徴取や立入調査を実施しています。

認可保育施設との大きな違いは、認可保育施設は市が保育料を設定していますが、認可外保育施設は設置者が保育料を設定しています。

Q 9. 待機（入園保留）となったため、一時預かりや認可外保育施設の利用を検討しています。無償化の対象となりますか。

保育の必要性がある3歳児から5歳児と住民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児は、一時預かりや認可外保育施設の利用も限度額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象となります。

この対象となるためには、施設等利用給付認定（新2・3号認定）の手続きが必要になります。ただし、保育所等の利用申込をしており、待機（入園保留）となっている場合は、このお手続きの必要はありません。一時預かりや認可外保育施設を利用する場合は、施設等利用給付認定通知書を送付しますので、利用を始める前に子育て支援課にご連絡ください。

Q 10. 保育所に入園する子どもが3歳になりました。保育料が無料になりますか？

保育料が無料となるのは、3歳に達した日以後の最初の4月1日（3歳になった年度の次の年度）からになります。

このため、3号認定のお様が年度途中で3歳となり、2号認定に変更となった場合でも、その年度中は3号認定の保育料が適用されます（保育料は無料になりません。）

Q 11. 利用する施設によって保育料は違いますか？

同じ基準で算定しますので、保育料が霧島市内の認可施設によって異なることはありません。

ただし、保育料以外の実費（副食費、制服、帽子、かばん、体育服、延長保育利用料等）を徴収する場合がありますので、詳細は各施設にご確認ください。